

事 務 連 絡

平成19年7月18日

地方社会保険事務局保険課(部)
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険課(部)
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課
企画法令第1係

官報掲載事項の一部訂正について

平成19年6月29日付の官報に掲載された厚生労働省告示について、官報掲載事項の一部訂正が発行される予定ですので、あらかじめお知らせいたします。

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十九年六月二十九日（第四千六百十五号）公布厚生労働省告示第二百二十八号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）
（原稿誤り）

八	下	二行目右	腹膜灌流	人工腎臓又は腹膜灌
		二行目左	腹膜灌流	流人工腎臓又は腹膜灌

○厚生労働省告示第二百二十九号

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）に基づき、基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成十九年七月一日から適用する。

平成十九年六月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

別表第五の四中「（一）及び及びエリスロポエチン」を「（一）、トエリスロポエチン」に改め、「医療用麻薬」ものに対して投与された場合に限る。（一）」の下に「及びダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。（一）」を加える。

平成十九年六月二十九日（第四千六百十五号）厚生労働省告示第二百二十九号（基本診療料の施設基準等の一部を改正する件）
（原稿誤り）

八	下	十	及びエリスロポエチン 、エリスロポエチン ものに対して投与さ れた場合に限る。）	）及び ）、 医療用麻薬
---	---	---	---	--------------------

○厚生労働省告示第二百二十八号

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成十九年七月一日から適用する。

平成十九年六月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第十六の三中「エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血患者の状態にあるものに投与された場合に限る。）」を「エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けて

ダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けて

ている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）に改める。

いる患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）」

「エリスロポエチン

別表第十の三中「エリスロポエチン」を「に改める。

ダルベポエチン」